

平成28年度計画の概要

匠瑳市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、必要に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを適切に提供する「地域包括ケアシステム」を構築していきます。

1. 地域包括ケアシステム構築

①地域ケア会議の開催

- ・ 困難ケース等に対し、積極的に個別地域ケア会議を開催して地域ニーズを拾い上げる。
- ・ 個別地域ケア会議で整理された課題等を共有し、地域包括ケアシステムを推進する。

②介護予防の充実

- ・ 二次予防事業及び一次予防事業を総合的かつ効果的に展開するため関係機関と連携する。
- ・ 介護予防活動の担い手の育成に努め、地区での支えあいや予防活動を住民が主体的に取り組めるよう働きかけていく。

③在宅医療と介護連携の推進

- ・ 多職種協働による「医療介護の連携会議」を開催し、連携上の課題抽出や対応の協議、情報共有等を行い、医療介護を一体的に提供できる体制を構築する。
- ・ 多職種や地域住民を対象にした研修会を開催し、在宅医療・介護連携の理解を促進する。
- ・ 地域資源マップ作成に向け、地域の医療介護の資源把握や必要な情報について関係者間で検討する。

④生活支援サービスの充実

- ・ 生活支援の充実に向けて、地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を配置する。
- ・ 地域ケア会議や協議体等での協議を通じて、地域に不足しているサービスや資源の開発活動を行う。

⑤認知症施策の推進

- ・ 認知症サポーター養成講座、ジュニアサポーター養成講座を開催し、幅広い世代に向けた認知症に関する正しい知識の普及、啓発を図る。
- ・ 様々な関係機関と連携し、認知症相談の充実を図る。
- ・ 本人や介護する家族、住民等が集う場として認知カフェの開催を支援する。
- ・ 高齢者SOSネットワーク事業への協力をしていく。
- ・ 認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの普及に向け準備を進める。

2. 総合相談支援

①窓口としての周知・啓発

- ・広報そうさやホームページによる周知・啓発を行う。
- ・地域に出向く事を通して、相談窓口の周知を図り、相談がつながりやすい仕組みを築いていく。
- ・行政内の他部署や専門相談機関、地域団体と連携し、途切れることのない相談対応に努める。

②高齢者や地域の実態把握

- ・戸別訪問のほか、地域の実情を把握している機関と連携し、効果的・効率的な実態把握を実践する。
- ・地域ケア会議や地域に出向く機会等を通じて、地域の実情を把握し、課題解決に向けて調整を図る。(地域ケア会議の活用)

③在宅介護支援センターとの連携

- ・定期的に連絡会を開催する。
- ・個別相談や実態把握訪問に協同して取り組み、早期解決に向け連携を図る。

3. 権利擁護

① 高齢者虐待・消費者被害発生予防

- ・地域活動団体や相談機関、消費生活専門相談員、介護保険関連事業者等の関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努める。
- ・リーフレットの配布や出前講座等を活用し、高齢者虐待に関する正しい理解や成年後見制度等、関連する制度を含めた啓発活動を行う。
- ・地域の高齢者が消費者被害にあわないために自ら問題意識を高められるよう啓発する。
- ・介護支援専門員や介護保険関連事業者、民生委員児童委員等、支援者向けの研修を行う。

②相談対応の充実

- ・関係する機関や担当者との協議支援体制を整え、円滑な支援を行う。
- ・高齢者虐待や消費者被害において、発見しやすい立場にある介護保険関連事業者よりの確かな情報提供が得られるよう働きかけ、迅速な対応を行う。
- ・支援困難事例について、地域ケア会議を活用し、解決に向けた支援を行う。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

①包括的、継続的なケア体制の構築

- ・介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるよう多職種、他機関に関する情報提供や意見交換の場を設定するなど、関係者間や地域の連携体制を整備する。
- ・介護保険事業者連絡会の活動を支援する。

②介護支援専門員に対する支援

- ・日常的な個別支援や相談に対応する。
- ・ひとり体制の居宅介護支援事業所の介護支援専門員同士の情報交換会を行い、孤立化や意欲の低下を防ぐ。
- ・主任介護支援専門員と協働で事例検討会を行い、困難ケースや医療ニーズのあるケースについて具体的な支援方針や助言等を行う。

③特定事業所との連携

- ・隔月で定期的な連絡会を開催し、困難ケースをはじめとする情報交換や支援方針の話し合いをする。

5. 介護予防

①一次予防事業

- ・身近な地区で住民が自発的に筋力維持に効果的な体操に取り組めるよう支援していく。
- ・住民主体の地域介護予防活動を進めるため、活動の担い手の育成に努める。

②二次予防事業

- ・日常生活圏域ニーズ調査の未回答者に訪問し、二次予防事業対象者を把握する。
- ・運動・口腔・栄養等を合わせた複合型プログラムでの介護予防教室を実施する。
- ・教室終了後も参加者を支援し、自宅での取組が継続できるようにする。

③介護予防給付のケアマネジメント

- ・研修会に参加し、スキルアップを図ることで効果的な介護予防ケアマネジメントを展開する。
- ・委託先の居宅介護支援事業所との連携を強化し、適切なケアマネジメントを行う。
- ・介護予防に効果的なサービスの充実に向け、サービス提供事業者と連携を深める。